

平成 24 年 5 月 21 日

各 位

上 場 会 社 名 SBI ライフリビング株式会社  
(コード番号：8998 東証マザーズ)  
本 社 所 在 地 東京都渋谷区道玄坂一丁目 16 番 5 号  
代 表 者 代表取締役社長 相原志保  
問 合 せ 先 執行役員財務部長 圖子田健  
TEL (03) 5456-8666 (代表)

## ストックオプション（新株予約権）の付与内容の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 21 日開催の取締役会におきまして、平成 20 年 3 月 25 日開催の第 18 期定時株主総会において決議いたしました第 3 号議案「当社と SBI プランナーズ株式会社との株式交換契約承認の件」の決議に基づき当社が SBI プランナーズ株式会社の発行していたストックオプション（新株予約権）に代わり発行したストックオプション（新株予約権）につき付与内容の一部を変更することを、平成 24 年 6 月 22 日開催予定の第 22 期定時株主総会に付議することを下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更理由

世界的な株式市場の低迷等の影響で、新株予約権が行使されない状況が長期間にわたって生じたことから、当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、その権利行使期間を 3 年間延長するものであります。

#### 2. 変更内容

本定時株主総会終結の時ににおいて、当社の取締役又は従業員等である者が保有する新株予約権の権利行使期間の変更（変更前）

効力発生日から平成25年3月31日まで。

（変更後）

効力発生日から平成28年3月31日まで。

#### 3. 議案内容

添付の別紙をご参照願います。

(注) 上記の内容につきましては、平成24年6月22日開催予定の第22回定時株主総会において、第2号議案「ストックオプション（新株予約権）の付与内容の一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上

## 別紙

### 第2号議案 ストックオプション（新株予約権）の付与内容の一部変更の件

平成20年3月25日開催の当社第18期定時株主総会において既にご承認頂いております第3号議案「当社とSBIプランナーズ株式会社との株式交換契約承認の件」の決議に基づき当社がSBIプランナーズ株式会社の発行していたストックオプション（新株予約権）に代わり発行したストックオプション（新株予約権）（以下、「第3回新株予約権」といいます。）につき、本定時株主総会終結の時において当社の取締役又は従業員等である者が保有する新株予約権の権利行使期間を変更することをご承認をお願いするものであります。

#### 1. 変更の理由

平成20年3月25日開催の当社第18期定時株主総会において既にご承認頂いております第3号議案「当社とSBIプランナーズ株式会社との株式交換契約承認の件」の決議に基づき第3回新株予約権を新たに発行いたしました。世界的な株式市場の低迷等の影響で、新株予約権が行使されない状況が長期間にわたって生じたことから、当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、その権利行使期間を3年間延長するものであります。

(1) 第3回新株予約権のうち本議案の対象となるものの目的たる株式の数は、960株であります。これは、当社の発行済株式の総数24,962株に対して、3.85%に相当しております。

なお、当社が発行している第3回新株予約権以外の新株予約権は19個ありその目的たる株式の数は19株であります。

(2) 第3回新株予約権のうち本議案の対象となるものの保有状況は、次のとおりであります。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社の取締役	1,324個	普通株式317.76株	5名
当社の従業員	1,743個	普通株式418.32株	31名
その他	933個	普通株式223.92株	6名
合計	4,000個	普通株式960株	42名

- (注) 1. 当社の社外取締役は、当社の新株予約権を保有していません。  
2. 当社の取締役及び従業員には、親会社SBIホールディングス株式会社からの出向者も含まれております。  
3. 当社の従業員には、当社の取締役を兼ねている者は含まれておりません。  
4. その他につきましては、親会社SBIホールディング株式会社及びSBIグループ各社への転籍者等になります。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、新株予約権1個につき65,000円（1株当たり270,834円）であります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、平成20年2月15日付にて当社とSBIプランナーズ株式会社が締結しました株式交換契約書の別紙3「甲新株予約権（取締役）の内容」の4. 新株予約権の行使期間及び別紙4「甲新株予約権（従業員）の内容」4. 新株予約権の行使期間について下線部分を変更するものであります。

## 甲新株予約権（取締役）の内容

## 1. 新株予約権の名称

株式会社リビングコーポレーション 第3回新株予約権（取締役）

## 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

- (1) 株式会社リビングコーポレーション（以下「会社」という）

普通株式 新株予約権1個あたり0.24株

- (2) 平成20年2月15日以降、会社とSBIプランナーズ株式会社（以下「SBI P」という）との間の株式交換の効力が発生する日（以下「効力発生日」という）の前日までに、SBI Pが株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、及び、新株予約権発行後に株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権についてのみ行われる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

- (3) 新株予約権発行後に会社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は会社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合には、会社は、吸収合併等の条件、合併比率等の条件を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、必要と認める調整を行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金270,834円とする。

- (2) 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）又は自己株式の処分が行われる場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

更に、会社他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は会社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、会社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 4. 新株予約権の行使期間

(変更前)

効力発生日から平成25年3月31日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(変更後)

効力発生日から平成28年3月31日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡する新株予約権の取得については、会社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において会社又は会社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として会社の取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- (2) その他の条件は、会社と新株予約権の割当を受けた者との間で別途締結する契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の取得事由

- (1) 会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が第7項に定める新株予約権を行使する条件のいずれかを満たさないこととなり、権利を喪失した場合には、会社は、会社取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 会社は、会社取締役会が新株予約権を消却することが適切であると判断した場合には、会社が別に定める日が到来したときに、全ての新株予約権者から新株予約権全部を無償で取得することができる。

9. 合併等における新株予約権の交付

会社が、合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第3項に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第3項で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(オ) 新株予約権の行使期間

第4項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金

及び資本準備金に関する事項第5項に準じて決定する。

(キ) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

(ク) 新株予約権の行使条件

第7項に準じて決定する。

(ケ) 新株予約権の取得事由

第8項に準じて決定する。

10. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使請求の受付場所（「行使請求受付場所」）

会社本店

12. 新株予約権の行使に際して払込を取扱う銀行及びその取扱の場所（「行使払込取扱場所」）

株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店

13. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 新株予約権者が新株予約権の行使を請求しようとするときは、会社所定の「新株予約権行使請求書」に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書に新株予約権行使に要する書類を添えて、行使期間に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項(1)号に定めるところに加えて、行使請求がなされた新株予約権の行使に際して払込をすべき金額全額を行使払込取扱場所に払い込まなければならない。
- (3) 本項(1)号に基づき、行使請求受付場所に当該請求書及び新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

14. 新株予約権行使の効力発生時期

新株予約権行使の効力は、前項(1)に従って、新株予約権行使請求書及び新株予約権行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ前項(2)に定める払込金額全額が行使払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

15. 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された会社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の会社普通株式（会社が保有する会社普通株式を除く）と同様に取り扱うものとする。

16. 新株予約権証券の不発行

会社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権者に対する通知

- (1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行なうものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- (2) 承諾については、新株予約権者にその承諾を求める旨の通知が到達したとみなされた日から14日以内に新株予約権者から会社に対して別段の意思表示がなされない場合に、会社は新株予約権者がこれを承諾したものとみなすことができる。

18. 本要項の規定の読み替えその他の措置

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本要項の規定の変更等会社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

19. 発行要項の公示

会社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

20. その他の事項

その他新株予約権の割当て及び新株予約権に関連する諸手続の詳細等に関し必要な事項は、会社代表取締役が定めるものとする。

以上

## 甲新株予約権（従業員）の内容

## 1. 新株予約権の名称

株式会社リビングコーポレーション 第3回新株予約権（従業員）

## 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

- (1) 株式会社リビングコーポレーション（以下「会社」という）

普通株式 新株予約権 1個あたり0.24株

- (2) 平成20年2月15日以降、会社とSBIプランナーズ株式会社（以下「SBI P」という）との間の株式交換の効力が発生する日（以下「効力発生日」という）の前日までに、SBI Pが株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、及び、新株予約権発行後に株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権についてのみ行われる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

- (3) 新株予約権発行後に会社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は会社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合には、会社は、吸収合併等の条件、合併比率等の条件を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、必要と認める調整を行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金270,834円とする。

- (2) 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）又は自己株式の処分が行われる場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

更に、会社他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は会社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、会社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 4. 新株予約権の行使期間

(変更前)

効力発生日から平成25年3月31日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(変更後)

効力発生日から平成28年3月31日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、その余を資本準備金とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡する新株予約権の取得については、会社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において会社又は会社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により取締役を退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合として会社の取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- (2) その他の条件は、会社と新株予約権の割当を受けた者との間で別途締結する契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の取得事由

- (1) 会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が第7項に定める新株予約権を行使する条件のいずれかを満たさないこととなり、権利を喪失した場合には、会社は、会社取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 会社は、会社取締役会が新株予約権を消却することが適切であると判断した場合には、会社が別に定める日が到来したときに、全ての新株予約権者から新株予約権全部を無償で取得することができる。

9. 合併等における新株予約権の交付

会社が、合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第3項に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第3項で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(オ) 新株予約権の行使期間

第4項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項第5項に準じて決定する。

(キ) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

(ク) 新株予約権の行使条件

第7項に準じて決定する。

(ケ) 新株予約権の取得事由

第8項に準じて決定する。

10. 1株に満たない端数の処理  
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. 新株予約権の行使請求の受付場所（「行使請求受付場所」）  
会社本店
12. 新株予約権の行使に際して払込を取扱う銀行及びその取扱の場所（「行使払込取扱場所」）  
株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店
13. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 新株予約権者が新株予約権の行使を請求しようとするときは、会社所定の「新株予約権行使請求書」に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書に新株予約権行使に要する書類を添えて、行使期間に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 新株予約権者が新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項(1)号に定めるところに加えて、行使請求がなされた新株予約権の行使に際して払込をすべき金額全額を行使払込取扱場所に払い込まなければならない。
  - (3) 本項(1)号に基づき、行使請求受付場所に当該請求書及び新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
14. 新株予約権行使の効力発生時期  
新株予約権行使の効力は、前項(1)に従って、新株予約権行使請求書及び新株予約権行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ前項(2)に定める払込金額全額が行使払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。
15. 剰余金の配当  
剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された会社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の会社普通株式（会社が保有する会社普通株式を除く）と同様に取り扱うものとする。
16. 新株予約権証券の不発行  
会社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権者に対する通知
  - (1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行なうものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
  - (2) 承諾については、新株予約権者にその承諾を求める旨の通知が到達したとみなされた日から14日以内に新株予約権者から会社に対して別段の意思表示がなされない場合に、会社は新株予約権者がこれを承諾したものとみなすことができる。
18. 本要項の規定の読み替えその他の措置  
本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本要項の規定の変更等会社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。
19. 発行要項の公示  
会社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
20. その他の事項  
その他新株予約権の割当て及び新株予約権に関連する諸手続の詳細等に関し必要な事項は、会社代表取締役が定めるものとする。

以上